

改正前（2022年3月時点）	改定後（2022年4月以降）
<p align="center">Bリーグ会員規約</p>	<p align="center">Bリーグ会員規約</p>
<p>第5条（電子メールの受信の同意及び会員に対する通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、本サービスの利用申込みにより、サービス提供者、付随サービスの提供者およびこれらの者が電子メールの送信を委託する第三者（以下総称して「メール送信者」といいます）が送信する電子メールを受信することに予め同意したものとします。 2. 本規約に基づくサービス提供者または付随サービスの提供者から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールをもって行うものとします。この場合、メール送信者が会員の登録メールアドレスに電子メールを送信したことをもって、会員に対する通知が行われたものとみなされます。会員はメール送信者から送信されたメールを速やかに確認するものとします。 3. メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、メール送信者が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、メール送信者は一切責任を負いません 4. 会員は、メール送信者からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。メール送信者は、メール送信者からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。なお、そのことにより会員が何らかの不利益や損害を被ったとしても、メール送信者は一切責任を負いません。会員は、メール送信者からの電子メールを受信できない状態を解消した場合、その旨を速やかにサービス提供者および付随サービスの提供者に届け出るものとします。 5. サービス提供者または付随サービスの提供者は、会員全員に対する通知に関しては、本サービスまたは付随サービスのウェブサイト上に通知内容を公表することをもって、前項に定める通知に代えることができます。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなされます。 6. 本規約等に基づく会員からサービス提供者または付随サービスの提供者に対する通知その他の連絡は、電子メールその他サービス提供者または付随サービスの提供者が別途指定する方法によるものとします。 	<p>第5条（電子メールの受信の同意及び会員に対する通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、本サービスの利用申込みにより、サービス提供者（本条においては、会員がチケットを購入したことのある試合又はイベントのホームクラブ並びに会員がECサイト等において商品・サービスを購入した場合の当該商品・サービスに係るクラブを含みます）、付随サービスの提供者およびこれらの者が電子メールの送信を委託する第三者（以下総称して「メール送信者」といいます）が送信する電子メールを受信することに予め同意したものとします。 2. 本規約に基づくサービス提供者または付随サービスの提供者から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールをもって行うものとします。この場合、メール送信者が会員の登録メールアドレスに電子メールを送信したことをもって、会員に対する通知が行われたものとみなされます。会員はメール送信者から送信されたメールを速やかに確認するものとします。 3. メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、メール送信者が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、メール送信者は一切責任を負いません 4. 会員は、メール送信者からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。メール送信者は、メール送信者からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。なお、そのことにより会員が何らかの不利益や損害を被ったとしても、メール送信者は一切責任を負いません。会員は、メール送信者からの電子メールを受信できない状態を解消した場合、その旨を速やかにサービス提供者および付随サービスの提供者に届け出るものとします。 5. サービス提供者または付随サービスの提供者は、会員全員に対する通知に関しては、本サービスまたは付随サービスのウェブサイト上に通知内容を公表することをもって、前項に定める通知に代えることができます。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなされます。 6. 本規約等に基づく会員からサービス提供者または付随サービスの提供者に対する通知その他の連絡は、電子メールその他サービス提供者または付随サービスの提供者が別途指定する方法によるものとします。